

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
				起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上 郡 町	株 式 会 社 ウ エ ス ト 神 姫	(1)	上郡駅～岡田整形外科 ～上郡駅	上郡駅	岡田整形 外科	上郡駅	往 4.7km (循環系統)	293	2051.0 回		路線定期運行	②(1)、(2)	地域間交通ネットワークで あるJR山陽本線の上郡駅 で接続	①
		(2)	上郡駅～生涯学習支援 センター～上郡駅	上郡駅	生涯学習 支援セン ター	上郡駅	往 5.2km (循環系統)	293	2051.0 回		路線定期運行	②(1)、(2)	地域間交通ネットワークで あるJR山陽本線の上郡駅 で接続	①
		(3)	上郡駅～高田台2丁目・ 上郡ネオポリス～上郡 駅	上郡駅	高田台2丁 目・上郡ネ オポリス	上郡駅	往 11.1km (循環系統)	293	2930.0 回		路線定期運行	②(1)、(2)	地域間交通ネットワークで あるJR山陽本線の上郡駅 で接続	①
		(4)	上郡駅～井上区公民館 前～倉尾	上郡駅	井上区公 民館前	倉尾	往 5.0km 復 5.0km	293	1611.5 回		路線定期運行	②(1)、(2)	地域間交通ネットワークで あるJR山陽本線の上郡駅 で接続	①
		(5)	上郡駅～苔縄橋東詰～ 楠	上郡駅	苔縄橋東 詰	楠	往 8.4km 復 8.4km	293	1172.0 回		路線定期運行	②(1)、(2)	地域間交通ネットワークで あるJR山陽本線の上郡駅 で接続	①
		(6)	上郡駅～鞍居～光都バ スターミナル	上郡駅	鞍居	光都バ スターミ ナル	往 13.9km 復 13.9km	293	1465.0 回		路線定期運行	②(1)、(2)	地域間交通ネットワークで あるJR山陽本線の上郡駅 で接続	①
		(7)	上郡駅～船坂公民館前 ～梨ヶ原	上郡駅	船坂公民 館前	梨ヶ原	往 8.6km 復 8.6km	293	1318.5 回		路線定期運行	②(1)、(2)	地域間交通ネットワークで あるJR山陽本線の上郡駅 で接続	①
		(8)	上郡駅～工業団地～上 郡駅	上郡駅	工業団地	上郡駅	往 7.0km (循環系統)	293	1758.0 回		路線定期運行	②(1)、(2)	地域間交通ネットワークで あるJR山陽本線の上郡駅 で接続	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。